

事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規程の一部改正
期間契約事務局員就業規則（案）及び職員給与規程（案）の制定

1 趣旨

- ・事務局員の不安定な就業規定について見直しを行い、事務局員の確保を図る。
- ・正規職員（正規指導員及び事務局員）について給与規定の統合を図る。
- ・労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）との整合性を図る。

2 骨子

(1) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク事務局員就業規則の一部改正

- ・1年間の期間契約職員 → 雇用期間の定めのない職員
- ・勤務時間の変更 週30時間 → 週約38時間
- ・時給制 → 月給制
- ・給与に関する規定は、「職員給与規程」に定める。

(2) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約事務局員就業規則（案）の制定

- ・旧事務局員就業規則については、雇用期間の定めのない職員となるため、期間契約事務職員に係る就業規則を新たに制定する。

(3) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク職員給与規程（案）の制定

- ・事務局員と正規指導員の給料を同一とする。
- ・会議手当の廃止
- ・深夜勤務手当の明記

(4) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約指導員就業規則の一部改正

- ・正規指導員に係る給与規程の改定内容に伴う期間契約指導員の給与に関する規定の見直し。
- ・正規指導員就業規則の改正に伴う諸規定の改正（加配指導員の削除）
- ・会議手当の廃止
- ・深夜勤務手当の明記

(5) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク退職金規程の一部改正

- ・事務局員就業規則の一部改正に伴う規程の改正

3 新旧対照表及び現行規程対照表

別紙のとおり。

4 附則

(1) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク事務局員就業規則

- ・平成25年 月 日に施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。

(2) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約事務局員就業規則（案）

- ・平成25年 月 日に施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。

(3) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク職員給与規程（案）

- ・平成25年 月 日に施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。
- ・特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク正規指導員給与規程（以下「正規指導員給与規程」という。）は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の施行をもって廃止する。なお、職員給与規程の施行日までの正規指導員給与規程第12条に規定する会議手当については、なお従前の例による。

(4) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約指導員就業規則

- ・平成25年 月 日に施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。
- ・この規則の施行日までの特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約指導員就業規則第52条に規定する会議手当については、なお従前の例による。

(5) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク退職金規程

- ・平成25年 月 日に施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。